厚生労働省発生食 0803 第 5 号 平 成 2 9 年 8 月 3 日

食品安全委員会 委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

## 食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 3 項の規定に基づき、 下記事項に関する同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、 貴委員会の意見を求めます。

記

英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉並びに内臓について、輸入条件を設定すること。具体的に意見を求める内容は別紙のとおり。



## 1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 現在、英国の牛、めん羊及び山羊の肉並びに内臓(以下「牛肉等」という。) については、BSE(牛海綿状脳症)対策として輸入禁止措置を講じている。
- (2) 今般、世界的にBSEリスクが減少している状況等を踏まえ、BSE対策に関する 管理措置の見直しを行ってきている中、英国より、英国の牛肉等について、見直しに 必要な資料の提出等がなされた。
- (3) 飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた管理措置の見直しを検討するためには、これらの安全性に関する評価が必要であることから、諮問を行うもの。
- (4) 諮問に際して、飼料規制やサーベイランス、SRM(特定危険部位)の除去、と畜場でのBSEスクリーニング検査等、我が国と同様のBSE対策を実施してきた欧州連合が近年、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っており、こうした欧州連合におけるリスク評価の結果や管理措置の見直しの内容も考慮している点を承知いただきたい。
- (5) なお、OIE (国際獣疫事務局) 基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、 当該措置の科学的な正当性を明確化する必要がある。

## 2 具体的な諮問内容

- (1) 牛の肉及び内臓について
  - ①月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合のリスクを比較。

②SRMの範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。)並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、 脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

- (注) 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、 頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。
- ③上記①及び②の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値 (上記①)を引き上げた場合のリスクを評価。
- (2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について

現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部(扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。)及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。